

## 第2章 平時の取組み

### 第1節 災害リスクへの対応

被害軽減のために

区民の取組み（自助・・・自分で）	区民の取組み（共助・・・地域で）	区役所の取組み（公助）
<p><b>1 飲料水や食料の備蓄</b>            家族や従業員のために1週間程度（最低でも3日分程度）の飲料水や食料を備蓄しておきましょう。            また、賞味期限が到来するまでに使い切って新しいものに交換していく取組み（ローリングストック）を行いましょう。</p> <p><b>2 乾電池や充電用バッテリー等の確保</b>            災害情報はラジオ、携帯電話等の情報機器から得る必要があるため、電池などの電源を備えておきましょう。</p> <p><input type="checkbox"/> 乾電池の用意  <input type="checkbox"/> スマートフォン用の充電器</p> <p><b>3 燃料の確保</b>            お湯を沸かしたり、食料を温めたりするための燃料も用意しておきましょう。</p> <p><input type="checkbox"/> カセット式ガスコンロおよびカセットボンベの用意</p> <p><b>4 その他日用品の準備</b>            その他生活上必要となる日用品は、人によってさまざまです。あれば便利というものも含めて備えておきましょう。</p> <p><input type="checkbox"/> 常備薬  <input type="checkbox"/> 災害時用簡易トイレ  <input type="checkbox"/> コンタクトレンズの洗浄液など</p>	<p><b>1 防災訓練・防災学習会の開催</b>            地域で防災訓練や防災学習会等の取組みを行いましょう。</p> <p><input type="checkbox"/> 防災訓練の実施  <input type="checkbox"/> 防災学習会の実施</p> <p><b>2 救助資機材の配備</b>            倒壊した建物等から人命救助をするため、資機材の保管場所を地域で共有しておきましょう。また、日頃から防災訓練等で使用方法を習熟しておきましょう。</p> <p><b>3 地域内の危険箇所等の点検</b>            地域内にブロック塀や老朽空家などといった、防災上危険な場所がないか点検し、情報共有を行いましょう。</p> <p><b>4 地域防災計画の更新</b>            地域防災計画を随時更新し、自助・共助の理念に基づき、地域一体となって地震などの災害による被害拡大を防止しましょう。</p> <div style="text-align: center;"> </div>	<p><b>1 防災知識の普及、啓発</b>            防災訓練、防災講座等を実施し、防災・減災の正しい知識の習得を図ります。</p> <p><input type="checkbox"/> 小・中学校での防災訓練等の実施  <input type="checkbox"/> 防災出前講座の実施</p> <p><b>2 防災マップの作成</b>            防災関連施設を記載した防災マップを作成し、区民に周知します。</p> <p><input type="checkbox"/> 福島区ぼうさいあんぜんマップ            浸水想定や区内全体の防災関連施設などを記載  <input type="checkbox"/> 各地域防災マップ            地域ごとに防災関連施設を記載した防災マップを作成</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p><b>3 防火対策の啓発</b>            防災学習会等を通じて各家庭や地域で消火器や防火バケツの設置を啓発します。</p> <p><b>4 消火器具操作の習熟</b>            防災訓練等を開催して、区民の消火器や可搬式ポンプ等の操作方法の習熟、初期消火の実行力の向上を図ります。</p>

## 5 医療情報カードの作成

自身に必要な医療内容や医薬品等が確認できるように医療情報カードを作成し、常時携行するか、避難時に持って出られるように、室内の分かりやすい場所に置いておきましょう。

- 必要な医療内容、医薬品を医療情報カードに入力
- 医療情報カードを冷蔵庫の中や持ち出しやすい場所に設置

## 6 自宅等の安全性を確保

室内の危険個所を点検し、家具の転倒防止や安全対策を実施しましょう。

- タンスや冷蔵庫の転倒防止
- ガラスに飛散防止を貼るなど

## 7 わが家の防災マップの作成

家の付近を歩いて、危険な場所や避難所、避難経路を確認し、「わが家の防災マップ」を作成しましょう。



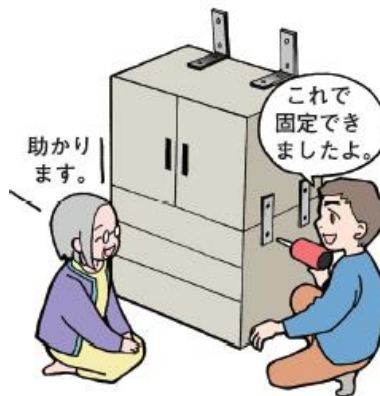
## 8 消火器・防火バケツの設置

消火器や防火バケツを設置しましょう。

- 消火器の設置場所の確認
- 可搬式ポンプの保管場所の確認

## 5 医師会、薬剤師会、歯科医師会との連携強化

災害時の情報連絡体制を強化するなど相互に協力し、必要な対応を円滑に進めるためにさらなる連携強化を図ります。



## 第 2 節 災害時即応体制の確立

直ちに誰もが率先して災害応急対策活動が自発的に実施できるように

区民の取組み（自助・・・自分で）	区民の取組み（共助・・・地域で）	区役所の取組み（公助）												
<p><b>1 家族で役割分担</b>            家族で災害時の役割を決めておきましょう。</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 家族の安否を確認する</li> <li><input type="checkbox"/> 火を消す・ガスの元栓を閉める</li> <li><input type="checkbox"/> 電気家具のコンセントを抜く</li> <li><input type="checkbox"/> テレビやラジオで情報を確認する</li> <li><input type="checkbox"/> 扉を開けるなど、出入口を確保する</li> <li><input type="checkbox"/> 非常持ち出し品を確認する</li> <li><input type="checkbox"/> ブレーカーを落とす</li> </ul> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">* 7日分程度の非常食・飲料水を確保しておきましょう。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div> 	<p><b>1 自主防災組織の確立</b>            地域の防災訓練や学習会などを通じて、地域における災害応急対策活動や役割を決めておきましょう。</p>  <p style="text-align: center;">（地域災害対策本部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本部長 全体の総括</li> <li><input type="checkbox"/> 総務班 組織全般の庶務</li> <li><input type="checkbox"/> 情報班 情報収集・提供</li> <li><input type="checkbox"/> 避難誘導班 避難誘導</li> <li><input type="checkbox"/> 消火班 初期消火</li> </ul> <p><b>2 避難所開設・運営組織の形成</b>            地域の避難所開設・運営訓練などを通じて、避難所開設・運営組織を形成し、地域の避難所運営方法や役割を決めておきましょう。</p> <p style="text-align: center;">（避難所運営委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 委員長 避難所を総括</li> <li><input type="checkbox"/> 総務部 情報収集・提供</li> <li><input type="checkbox"/> 管理部 避難所の施設管理</li> <li><input type="checkbox"/> 救護部 怪我人の応急救護</li> <li><input type="checkbox"/> 食料部 食料の炊出し、配給</li> <li><input type="checkbox"/> 物資部 物資の集約・配給</li> </ul>	<p><b>1 災害対策本部体制の確立</b>            区役所では、災害が発生した場合は次の班編成で災害応急対策活動を実施します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">(1) 本部</td> <td>対策本部の運営</td> </tr> <tr> <td>(2) 庶務班</td> <td>被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td>(3) 救助班</td> <td>救援物資の確保</td> </tr> <tr> <td>(4) 避難受入班</td> <td>避難所の開設・運営</td> </tr> <tr> <td>(5) 調査班</td> <td>被害状況の調査</td> </tr> <tr> <td>(6) 保健福祉班</td> <td>要支援者の調査</td> </tr> </table> <p><b>2 緊急区本部員・直近参集職員の任命</b>            勤務時間外に災害が発生した場合、30分以内に区役所に参集する職員を緊急区本部員として任命します。            加えて、災害が大規模であった場合には、区内に居住する市職員を直近参集者として任命し区役所に参集します。</p>	(1) 本部	対策本部の運営	(2) 庶務班	被害情報の収集	(3) 救助班	救援物資の確保	(4) 避難受入班	避難所の開設・運営	(5) 調査班	被害状況の調査	(6) 保健福祉班	要支援者の調査
(1) 本部	対策本部の運営													
(2) 庶務班	被害情報の収集													
(3) 救助班	救援物資の確保													
(4) 避難受入班	避難所の開設・運営													
(5) 調査班	被害状況の調査													
(6) 保健福祉班	要支援者の調査													

## 第 3 節 通信機器等の確保

### 情報収集のために

#### 区民の取組み（自助・・・自分で）

##### 1 災害情報の入手方法の確認

いち早く災害情報が入手できる方法を確認しましょう。

- 携帯電話等に気象、地震、津波情報などがメール配信される「防災情報メール」の登録

右の QR コードを  
読み込んで  
メールを送信  
してください



- 災害情報や避難所情報がわかる「防災アプリ」のダウンロード
- 携帯電話等に緊急速報「エリアメール」の受信設定
- 緊急地震速報受信機の常備
- テレビ、ラジオ、スマートフォン等の情報機器の準備
- 電子機器を作動させるための電池や充電器等の電源の確保

##### 2 非常時の連絡方法の確認

電話が使えない場合に備えて、家族や知人との連絡方法を確保できるようにしましょう。

- 災害伝言ダイヤル「171」の確認
- 携帯電話等の災害伝言版の確認

#### 区民の取組み（共助・・・地域で）

##### 1 区役所との通信方法の確認

MCA 無線やトランシーバーが配備されています。災害時に対応できるよう区役所との通信方法を確立しましょう。

- MCA 無線等の保管場所の確認
- 区役所の MCA 無線番号の確認
- MCA 無線等の操作方法の確認
- MCA 無線等の交信訓練の実施



#### 区役所の取組み（公助）

##### 1 情報連絡体制の構築

情報伝達訓練等を通じて、防災関係機関や地域との情報連絡体制を構築します。

##### 2 情報伝達体制の確立

区内一斉に災害情報が伝達できるよう、災害時に避難者が集まる小学校等に配備されている同報系無線（防災無線）を使用した通信訓練を行います。

##### 3 通信機器の確保

停電や電話回線の不通に備えて、区役所、防災に関連する大阪市の部局・出先機関、地域に MCA 無線などの通信機器を配備します。

## 第 4 節 避難行動

### 災害に応じた避難行動を

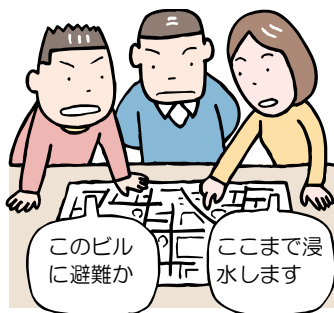
#### 区民の取組み（自助・・・自分で）

##### 1 浸水想定の確認

自分の住む地域の津波や水害時の浸水想定区域、浸水の深さを確認しましょう。

さらに、想定以上のこともある事も考えておきましょう。

- 浸水エリアの確認
- 浸水深の確認
- 津波避難ビルの確認
- 水害を想定した避難先の確認



##### 2 自宅で避難

自宅での居住の継続ができる状況であれば、自宅避難をしましょう。避難所ではプライバシーの確保が難しく、ストレスなどにより体調を崩す人もいます。

- 家具の転倒防止
- 備蓄品の準備
- 耐震補強

#### 区民の取組み（共助・・・地域で）

##### 1 地域で津波避難ビルの確認

地域で近隣の高層建物の所有者や住民と話し合い、津波発生時や水害時に一時的に高層建物に避難できるようにしましょう。



##### 2 避難訓練や防災学習会の開催

津波や水害が発生したときに備えて、避難訓練や防災学習会を通じて、避難先や避難方法などを地域住民全体で確認しておきましょう。



#### 区役所の取組み（公助）

##### 1 ハザードマップの作成・配布

津波浸水想定や水害浸水想定を更新し、津波避難ビル等を新たに記載したハザードマップを作成・配布し、区民に災害情報を提供します。

##### 2 津波避難ビルの指定

南海トラフ巨大地震発生後の津波や、台風等による淀川氾濫を想定したうえで、3階以上の堅牢な建物について津波避難ビルの指定に取組みます。

## 第 5 節 避難所における管理運営体制の確立

### 地域住民による自主運営

区民の取組み（自助・・・自分で）	区民の取組み（共助・・・地域で）	区役所の取組み（公助）
<p><b>1 地域の避難施設の確認</b> 地域の避難施設を確認しましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 避難施設の場所</li> <li><input type="checkbox"/> 避難施設までの避難経路</li> <li><input type="checkbox"/> 備蓄倉庫の場所</li> </ul> <p><b>2 避難所開設運営訓練への参加</b> 地域の避難施設で実施する避難所開設運営訓練に参加しましょう。</p> 	<p><b>1 避難所施設の鍵の保管</b> 夜間や休日でも避難所を開設できるように、区役所とともに避難施設の鍵を保管しています。</p> <p><b>2 必要な資機材、物資の備蓄</b> 避難所を運営するために、必要な資機材や物資を地域でも確保しておきましょう。</p> <p><b>3 避難所運営方法の確立</b> 地域の避難施設での避難所開設・運営方法を確立しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 避難所運営ルールの作成</li> <li><input type="checkbox"/> 施設内の設置予定場所の決定</li> </ul>  <p><b>4 避難所開設運営訓練の実施</b> 地域の避難施設で（定期的に）避難所開設運営訓練を実施しましょう。</p>	<p><b>1 避難所施設の鍵の保管</b> 夜間や休日でも避難所を開設できるように、地域とともに避難所施設の鍵を保管します。</p> <p><b>2 非常時の連絡体制の構築</b> 夜間や休日に災害が発生した場合の避難施設の管理者との連絡体制を構築します。</p> <p><b>3 避難所開設運営物資の保管</b> 避難所開設・運営に必要な物品を避難所の備蓄倉庫に保管します。</p> <p><b>4 避難所開設運営訓練への支援</b> 地域の避難所開設運営訓練に際して、ワークショップや学習会等を開催し、避難所の運営方法や運営組織の形成に向けた支援を行います。 また、避難所施設管理者へも訓練参加を呼びかけ、地域・区役所・避難所の三者の相互協力体制を構築します。</p> <p><b>5 各避難所担当職員の選任</b> 各避難所の担当職員を選任し、災害発生時は直ちに各避難所へ派遣できる体制を整えます。</p>

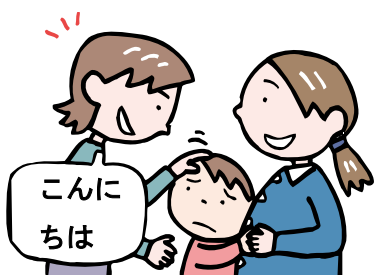
## 第 6 節 避難行動要支援者の把握と支援ボランティアの体制整備

非常時に支えあえる関係づくりが大切

### 区民の取組み（自助・・・自分で）

#### 1 隣近所で助け合える関係を築く

普段から隣近所の人たちと面識を深めあい、助け合える関係を築いておきましょう。



- 隣近所の方の名前や家族を知る
- 隣近所の方と普段からあいさつや会話をする
- 隣近所の方々に、自分や家族だけでは避難が困難なことを知ってもらう
- 隣近所で自分や家族での避難が困難な方がいることを知る

### 区民の取組み（共助・・・地域で）

#### 1 避難行動要支援者名簿の把握

地域で避難行動要支援者（自分や家族だけでは避難が困難な方）を把握しましょう。

個人情報取り扱いに留意しながら避難行動要支援者の情報収集を進め、災害時に備えた安否確認の仕組みづくりを進めましょう。

- 避難行動要支援者名簿の作成
- 要支援者マップの作成

#### 2 避難行動要支援者の支援体制

地域で避難行動要支援者の安否確認や避難支援等を行う支援体制を確立しましょう。

- 支援ボランティア団体（自主防災組織）の形成
- 地域で避難行動要支援者の安否確認担当等の役割を決める
- 普段から隣近所で助け合える体制を築く



### 区役所の取組み（公助）

#### 1 避難行動要支援者名簿の作成

非常時に自分や家族だけでは避難が困難な方の名簿を作成します。

#### 2 避難行動要支援者を支援する取組み

災害時に避難行動要支援者の迅速かつ安全な避難を図るため、自主防災組織による実効性のある支援体制の確立や、訓練計画の策定等の取組みを支援し、個別避難計画の策定に取り組みます。



#### 3 福祉施設と協定を締結

福祉施設と協定を締結し、非常時の避難行動要支援者の避難施設（福祉避難所）としての受け入れ及び支援体制を確立します。

#### 4 支援ボランティア団体の形成の支援

地域における避難行動要支援者の支援団体（自主防災組織）形成に向け、防災訓練の実施や学習会の開催を支援します。

# 第3章 災害時の行動

## 第1節 地震発生時の初期行動1

まずは身の安全確保

### 区民の取組み（自助・・・自分で）

**1 個人・家族の災害応急対策活動**  
個人や家族で身の安全確保や安否確認、避難の準備を行いましょよう。



- 身の安全確保
- 家族の安否確認
- ガスの元栓を閉める
- 電気のブレーカーを落とす
- 非常持ち出し品の確認
- 玄関に避難先の表示

### 2 火災予防

災害発生後、火災による二次災害の発生を防ぐため、次のとおり行動しましょう。

- ガスの元栓を閉める
- 電気のブレーカーを落とす

### 3 初期消火活動

万が一、火災が発生、または火災を発見した場合は、ただちに次の初期消火活動を行いましょよう。

- 「火事だーっ！」と大きな声で周辺に火災が発生していることを知らせる
- 電話が使用可能な場合は、119番に連絡する
- 周辺の住民に、初期消火を呼びかける

### 区民の取組み（共助・・・地域で）

**1 地域の災害応急対策活動**  
自身や家族が無事なら、次は地域のみなさんと共に助け合いましょよう。  
隣近所の安否確認や避難の呼びかけなど、地域全体で避難を行いましょよう。

- 隣近所の安否確認
- 避難の呼びかけ
- 非常持ち出し品の確認
- 玄関に避難先の表示



### 2 初期消火活動

地域みんなで協力して消火活動を行いましょよう。

- 周辺の消火器や消火バケツ、可搬式ポンプで初期消火を行う
- 火災現場内に住民が取り残されていないか確認する



### 区役所の取組み（公助）

**1 災害対策本部の設置**  
災害発生の恐れがある場合や、災害発生後ただちに区内の災害応急対策活動を組織的に行うため、区災害対策本部を設置し、災害応急対策活動を行います。

- 被害情報の収集  
区災害対策本部で被害情報を収集、整理する
- 被害状況の調査  
職員を現地派遣させ、被害状況を調査する
- 要支援者の状況調査  
避難行動要支援者名簿等をもとに、現地の要支援者の安否確認や避難状況を調査する
- 災害時避難所の開設判断  
職員を災害時避難所施設に派遣させ、災害時避難所を開設する
- 救援物資の確保  
市災害対策本部に避難者に対する必要な救援物資を要請する

### 2 火災発生状況の把握

MCA無線や通信機器等で防災関係機関や地域に対して、火災発生状況等の被害状況の照会を行います。

また、職員を現地派遣させ、火災発生状況等の被害状況を把握し、ただちに福島消防署に情報連絡を行い、消火出動要請を行います。



## 第 2 節 地震発生時の初期行動 2

### 情報収集

区民の取組み（自助・・・自分で）	区民の取組み（共助・・・地域で）	区役所の取組み（公助）
<p><b>1 災害（津波）情報の確認</b> テレビや携帯電話、パソコンで緊急地震速報、防災情報メール、エリアメール等の災害情報を確認しましょう。</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> テレビ、携帯電話等で緊急地震速報の内容を確認</li> <li><input type="checkbox"/> おおさか防災ネットの防災情報メール内容の確認</li> <li><input type="checkbox"/> 防災アプリで被害情報等の取得</li> <li><input type="checkbox"/> エリアメールの防災情報メール内容の確認</li> <li><input type="checkbox"/> 同報系防災行政無線（防災スピーカー）</li> </ul> <p><b>2 家族、知人と連絡</b> 災害伝言ダイヤル171や災害伝言板等で家族、知人の安否の確認や今後の行動等について連絡しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 災害伝言ダイヤル 171 に伝言登録</li> <li><input type="checkbox"/> 災害伝言ダイヤル 171 の伝言再生</li> <li><input type="checkbox"/> 災害伝言板に伝言登録</li> <li><input type="checkbox"/> 災害伝言板の伝言内容の確認</li> </ul>	<p><b>1 災害情報の収集と連絡</b> 地域で把握している被害状況や災害時避難所の状況をMCA無線や通信機器等で区役所に報告しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 地域の被害状況の確認、集約</li> <li><input type="checkbox"/> 避難所の状況の確認、集約</li> <li><input type="checkbox"/> MCA無線や通信機器等で区役所に状況報告</li> </ul>  <p><b>5 災害（津波）情報の収集</b> テレビやラジオ、大阪市災害対策本部から災害情報を収集します。</p>	<p><b>1 通信機器の使用可否の確認</b> MCA無線や通信機器等が使用可能か確認します。</p> <p><b>2 被害状況の照会</b> MCA無線や通信機器等を使用して、防災関係機関や地域に対して被害状況等を照会します。</p> <p><b>3 緊急連絡</b> 緊急を要する事案等はMCA無線や通信機器等を使用して防災関係機関や地域に連絡します。</p> <p><b>4 定期連絡</b> MCA無線や通信機器等で、定期的に防災関係機関や地域と情報連絡を行います。</p> <p><b>6 災害（津波）情報などの広報</b> 災害情報や避難所開設情報などについて、広報車を巡回させるとともに、区役所ホームページやSNSなどで広報します。</p>
		

## 第 3 節 水害発生時の避難に対して

### 津波からの避難

#### 区民の取組み（自助・・・自分で）

##### 1 津波情報の収集

テレビやラジオ、小学校等に設置されている同報系無線（防災無線）から津波情報を収集しましょう。



- テレビやラジオで津波情報を確認する
- 同報系無線（防災無線）で津波情報を確認する

##### 2 津波避難ビル等への避難

津波は約2時間で福島区に到達するとの想定です。

自宅などが津波浸水エリアにある場合は、近くの津波避難ビルなど3階以上の建物へ避難しましょう。

##### 3 避難所等に2次避難

津波警報が解除されてから、浸水被害の無い避難施設に2次避難しましょう。

#### 区民の取組み（共助・・・地域で）

##### 1 避難行動要支援者の避難支援

自主防災組織は避難行動要支援者名簿に基づき、要支援者の迅速かつ安全な避難を支援しましょう。



不大阪市

つなみ ひなん  
**津波避難ビル**  
Tsunami Evacuation Bldg.  
海啸避难楼 / 해일 대피 빌딩  
ひなん かのう じかん  
避難可能時間

#### 区役所の取組み（公助）

##### 1 津波情報の収集

テレビやラジオ、大阪市災害対策本部から津波情報を収集します。

##### 2 津波情報の広報

津波警報が発令された場合、小学校等に設置されている同報系無線（防災無線）や区役所に設置しているエラウドスピーカーで津波情報を広報します。

また、参集職員により、自動車及び自転車で情報を広報します。



## 第 4 節 あらゆる災害発生時の避難に対して

### 避難所の開設と運営

区民の災害応急対策活動（自助）	区民の災害応急対策活動（共助）	区役所の災害応急対策活動（公助）
<p><b>1 避難が必要な方への声掛け</b> ご近所で声をかけあって、避難が必要な方には避難所の利用を呼びかけましょう。 また、避難所の受け入れ人数には限りがあるため、安全が確保されているなど自宅にとどまることができる方は、積極的に自宅で避難してください。</p>  <p><b>2 携帯電話の持ち出し</b> 非常持ち出し袋等と一緒に携帯電話を持って避難しましょう。</p> <p><b>3 率先避難（避難呼びかけ）</b> 率先して避難行動を行い、周辺住民に避難を呼びかけながら、津波避難ビルや災害時避難所等へ避難しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 周辺住民に避難を呼びかけ</li> <li><input type="checkbox"/> 近くの津波避難ビルや災害時避難所へ避難</li> </ul> <p><b>4 必要な医療、医薬品情報の伝達</b> 避難所等で、自身に必要な医療や医薬品等の情報を、区役所職員や避難所運営組織のメンバーに知らせましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 避難所等で必要な医療、医薬品情報を伝える</li> </ul>	<p><b>1 避難所の安全確認</b> 避難所が安全かどうか確認します。また避難所が通常の用途で使用されている場合は、施設管理者と協力して安全確認をしましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 建物損壊状況の確認</li> <li><input type="checkbox"/> 火災発生状況の確認</li> </ul> <p><b>2 避難所の鍵の開錠</b> 地域の被災状況を把握し、避難所開設の要否について区役所と連絡を行ったうえで、避難所開設に必要な部屋等の鍵を開錠しましょう。</p> <p><b>3 避難所の開設・運営</b> 小学校や中学校で地域住民や避難者、区役所が協力し合いながら、避難所を開設・運営しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 避難所の安全確認</li> <li><input type="checkbox"/> 避難者数の把握</li> <li><input type="checkbox"/> お年寄りや体の不自由な方への配慮</li> <li><input type="checkbox"/> トイレの確保</li> </ul> <p><b>4 避難者の把握</b> 避難所に避難している避難者の名簿等を作成し、だれが避難しているかを把握しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 避難者受付を設置</li> <li><input type="checkbox"/> 避難者受付で住所、氏名等を収集し、避難者名簿を作成</li> </ul> <p><b>5 福祉避難室の設置</b> 1階の教室など、お年寄りや体の不自由な方の生活支援を行う福祉避難室を確保しましょう。</p>	<p><b>1 避難所と連絡調整</b> 地域の被災状況と合わせて、避難所の要否について、施設管理者と連絡調整を行い、必要に応じて避難所の開設の判断を行います。 原則、震度6弱以上の地震が発生した場合を目安に避難所を開設することとしています</p> <p><b>2 避難所担当職員の派遣</b> 各避難所に担当職員を派遣し、施設管理者、避難所の運営組織と協力しながら避難所の開設・運営を行います。</p> <p><b>3 救援物資の調整・調達</b> 各避難所の担当職員と連絡を取り合い、避難所運営に必要な生活物品や食糧品等の救援物資を集約し、市災害対策本部に要請します。 市災害対策本部からの救援物資は、原則避難所に直接届きます。救援物資の支給対象者は、被災者全員です。</p>  <p><b>4 風水害（台風）の場合の自主避難場所の開設</b> 気象庁が発表する「強い台風」が市域に上陸あるいは接近する恐れがあるときは、避難所の管理者と協議の上、自主避難場所として開設し、避難場所の提供を行うなどの必要な措置を講じます。</p>



## 6 救援物資の配給

自主防災組織は、市災害対策本部から届けられる救援物資等を被災者に対して配給しましょう。

## 7 情報掲示

災害情報や避難者情報、避難所でのルールなどを掲示し、多くの避難者に広報しましょう。

## 8 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行いましょう。

- 隣近所での安否確認
- 収集した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認の実施

## 9 避難支援

自分や家族で避難できない方がいれば、周辺の人たちに声をかけあい、みんなで支援しながら避難しましょう。



## 10 女性の視点を踏まえ運営

女性専用の更衣室や物干し場、授乳室などを設置しましょう。

## 11 避難所での要支援者への対応

避難所に避難してきた要支援者については福祉避難室を用意し、特別な支援が必要な要支援者については福祉避難所へ移送しましょう。

## 12 地域の防犯活動

大規模な災害が起きると、犯罪も起きる可能性が高まります。戸締り徹底の周知や、地域や避難所内の巡回活動などの防犯活動を行いましょう。

- 防犯に関する広報
- 巡視活動の実施



## 5 災害時協力病院等の状況確認

緊急医療を要する方の受け入れ可能な病院の状況を確認します。

## 6 救護所の設置

避難所に医師等を派遣し、応急手当を行う救護所を設置します。



## 7 治療優先度の決定（トリアージ）

医師により、多数の傷病者を重症度と緊急性によって分別し、治療の優先度を決定します。

## 8 緊急搬送

緊急医療を要する方を受け入れ可能な病院へ緊急搬送します。

## 9 避難行動要支援者の安否確認

避難所にて地域と協力し、行政の保管する名簿にて避難行動要支援者の安否確認を行います。

## 10 災害ボランティアセンターの開設

福島区災害対策本部と福島区社会福祉協議会が連携して災害ボランティアセンターを開設し、避難行動要支援者のニーズをもと、生活支援のためにボランティアを派遣します。

## 11 福祉避難所の開設

福祉施設の協力により福祉避難所を開設し、避難所に避難している避難行動要支援者を福祉避難所に避難させます。

第 5 節 災害時の行動フロー図

